

ミットヨ旧茅ヶ崎工場跡地での環境保全対策に関する件

弊社は、環境保全への取組みの一環として、2007年8月より、ミットヨ旧茅ヶ崎工場跡地(以下、敷地)における環境調査を自主的に実施してきました。その結果、敷地内の土壌及び地下水中に環境基準を上回る物質の存在が確認されたため、2008年1月に茅ヶ崎市環境部環境保全課に届出を行いました。

その後、茅ヶ崎市のご指導の下、さらに詳細な土壌・地下水調査を行い、周辺環境に影響を及ぼさないための汚染拡散防止対策として敷地境界にて地下水を汲み上げ、敷地外への流出を防止してまいりました。

しかしながら、地下水の汲み上げだけでは敷地内の土壌浄化が進まないため、2016年3月よりバイオレディエーション法による浄化工事を実施しております。

詳細については以下の通りです。

1. 旧茅ヶ崎工場跡地概要

会社所在地：神奈川県茅ヶ崎市本宿町6-7(敷地面積 2,647 m²)

主要生産品目：マイクロメータ、ゲージブロックなどの精密測定器

2. 敷地内で環境基準を超えて確認された物質

				(mg/L)
	物質名	対象	環境基準	最大濃度
揮 発 性 有 機 化 合 物	テトラクロロエチレン	土壌	0.01	0.053
		地下水		1.1
	トリクロロエチレン	土壌	0.01	基準適合
		地下水		0.13
	シス-1,2-ジクロロエチレン	土壌	0.04	1.3
		地下水		1.5

3. 汚染原因の推定

当該地では1961年から1967年までは精密測定器であるマイクロメータ等の製造、1967年から1987年までは長さの基準器であるゲージブロック等を製造しておりました。それらの部品洗浄のため1961年から1967年にかけてトリクロロエチレンを、また、1967年から1987年にかけてテトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンを使用していました。

上記の物質の廃液については、産業廃棄物処理業者と契約し、適切な処分をしていましたが、社会的にまた産業界として有害性が認識される以前は弊社においても十分な管理がなされていない状況があったと考えます。従いまして、それらの使用工程において一部が漏洩したり、トリクロロ

エチレンについては保管時に容器を野積みするなどしていたため、その一部が漏洩するなどして、地中に浸透したものと考えています。

また、本調査で検出されたシス-1,2-ジクロロエチレンは、土壤中でテトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンの分解により生成されたものであると推察されます。

4. 浄化工事概要

バイオレメディエーション法による浄化は、掘削等を行わず、自然界にあるバイオの力を活性化させて土壌ならびに地下水汚染を水や二酸化炭素まで分解する方法です。浄化効果を段階的に確認しながら実施するため、注入作業は複数回に渡って行います。

尚、浄化工事の期間は2年間で、工事終了後2年間モニタリングを行い経過監視していきます。

